

国自貨第674号の2
国自安第172号の2
令和7年2月28日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



(別添)

国自総第120号

国自貨第29号

平成16年6月30日

一部改正 平成18年9月15日

一部改正 平成19年5月 1日

一部改正 平成21年9月29日

一部改正 平成25年9月17日

一部改正 平成29年1月13日

一部改正 令和元年10月31日

一部改正 令和7年2月28日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第22条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。

記

1. 法第22条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。
 - (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。）3による違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が20点を超える事業者（当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反（法第14条第1項、第4項及び第6項、第15条第1項から第4項まで、第16条第1項、第20条第2項及び第3項及び第21条の規定に係る違反をいう。以下同

- じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。
- (2) 安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務づけ事業者であって、過去3年以内に法第33条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った営業所と同一の地方運輸局の管轄区域内の営業所において、安全管理規程の遵守を怠り、死亡事故又は重傷事故を惹起した場合。
- (3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第21条に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。
- (4) 法第16条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第18条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。
- (5) 法第36条の2の規定に基づく貨物軽自動車安全管理者が、選任されていない場合(選任している貨物軽自動車安全管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)
- (6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づく整備管理者が、選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。
- (7) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第15条第3項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。
- (8) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果、総合評価が「E」と判定された営業所について、当該実施機関から当該営業所より、改善結果報告の提出があり以下の全ての項目が未改善である旨、又は、以下の項目に係る改善結果報告の提出が期限内になされない旨の報告があり、その後の当該営業所に対する監査の結果として、以下の全ての項目について、自動車等の使用停止処分以上の違反行為が確認された場合。
- (ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと
- (イ) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと
- (ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと
- (9) 監査において、行政処分等の基準5(1)①から⑤のいずれかに該当する違反が確認された場合。
- (10) 「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」(平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号)に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。

2. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(9)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行う。なお、1. (8)及び(9)については、監査において確認した輸送の安全確保に係る違反行為のうち、自動車等の使用停止処分以上の違反行為について行う。

また、1. (10)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1. (10)による場合は(1)中、事業者を運輸支局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)行政処分等の基準1. (6)に準じて、事業者を運輸支局等（運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。）に呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から原則3月（必要な場合にあつては、これより短い期間）以内に報告を行うよう措置する。

(2)上記(1)の報告が当該期間までに行われない場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。

(3)上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第22条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

ただし、1. (8)に係る項目又は(9)に該当する違反行為については、再度の輸送の安全確保命令を発出することなく、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則

この通達は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日付け国自総第284号、国自貨第78号）

この通達は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日付け国自総第51号、国自貨第15号、国自整第22号）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。

2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日付け国自安第78号、国自貨第82号、国自整第70号）

改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成25年9月17日付け国自安第147号、国自貨第59号、国自整第170号）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月13日付け国自安第199号、国自貨第116号）
この通達は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（令和元年10月31日付け国自安第109号、国自貨第72号）
この通達は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日付け国自貨第674号、国自安第172号）
この通達は、令和7年4月1日から施行する。

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

新	旧
<p>国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成29年1月13日 一部改正 令和元年10月31日 <u>一部改正 令和7年2月28日</u></p>	<p>国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成29年1月13日 一部改正 令和元年10月31日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）<u>第22条</u>に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p>	<p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）<u>第23条</u>に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p>
<p>記</p> <p>1. <u>法第22条</u>に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の</p>	<p>記</p> <p>1. <u>法第23条</u>に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の</p>

安全確保命令」という。)は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。

(1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。)3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第14条第1項、第4項及び第6項、第15条第1項から第4項まで、第16条第1項、第20条第2項及び第3項及び第21条の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。

(2) (略)

(3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第21条に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。

(4) 法第16条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第18条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。

(5) 法第36条の2の規定に基づく貨物軽自動車安全管理者が、選任されていない場合(選任している貨物軽自動車安全管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)

(6) (略)

(7) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第15条第3項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(9)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行う。なお、1. (8)及び(9)については、監査において確認した輸送の安全確保に係る違反行為のうち、自動車等の使用停止処分以上の違反行為について行う。

また、1. (10)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1. (10)による場合は(1)中、事業者を運輸支

安全確保命令」という。)は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。

(1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。)3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第16条第1項、第4項及び第6項、第17条第1項から第4項まで、第18条第1項、第22条第2項及び第3項及び第22条の2の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。

(2) (略)

(3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第22条の2に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。

(4) 法第18条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第20条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。

(新設)

(5) (略)

(6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第3項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(8)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行う。なお、1. (7)及び(8)については、監査において確認した輸送の安全確保に係る違反行為のうち、自動車等の使用停止処分以上の違反行為について行う。

また、1. (9)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1. (9)による場合は(1)中、事業者を運輸支

局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)、(2) (略)

(3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第22条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

ただし、1. (8)に係る項目又は(9)に該当する違反行為については、再度の輸送の安全確保命令を発出することなく、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則 (略)

附 則 (令和7年2月28日付け国自貨第674号、国自安第172号)

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)、(2) (略)

(3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

ただし、1. (7)に係る項目又は(8)に該当する違反行為については、再度の輸送の安全確保命令を発出することなく、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則 (略)

(新設)